

(別添2)

建築士の業務に関する取扱いについて(抄)

昭和27年5月15日付建設省住指発第44号
都道府県建築主務部長あて

建築士法第2条第4項に規定する設計図書、第19条に規定する設計変更の手續及び第20条に規定する表示行為についての細部の取扱いについては、各都道府県により個々に照会があるが、下記を一応の基準とされたい。

記

1 一省略一

2 一省略一

3 記名捺印

(1) 第20条第1項に規定する表示行為については、同条の規定により、一級建築士・二級建築士の別、記名及び捺印が最小限度であるが、設計に関する事後の責任の所在を明らかにするために、工事名称、工事場所及び登録番号をも付記するよう指導されたい。

(2) 記名については、青写真の原図に記名したものか、青写真に表示される程度でよく、必ずしも本人の署名によらなくてもよいが、捺印は各設計図書の全てについて必要である。

(3) 表示は、設計図書一組毎にしても、各図面毎にしてもよいが、一組を一括する場合には、各図面毎に割印をすることにより責任の所在を明らかにしておくことが望ましい。

4 一省略一

(注) 建築士法第2条第4項は、昭和58年法律第44号(建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律)により、同条第5項となっている。